

貞明皇后蚕糸記念科学技術褒賞規程

(総 則)

第1条 蚕糸絹に関する科学技術の研究及び発明、考案を奨励支援するため、貞明皇后蚕糸記念事業規程（以下「事業規程」という）第5条第1項第1号に基づき、この規程の定めるところにより、褒賞を行う。

(褒賞種類)

第2条 褒賞は、貞明皇后記念蚕糸科学賞とし、賞金、賞牌及び賞状を贈与する。

(褒賞対象の成果及び当事者)

第3条 褒賞は、現に科学技術の研究及び発明、考案の業務に従事するものが、新たに収めた単一または複合の研究の成果を対象として、別に定める蚕糸褒賞等選考委員会（以下「選考委員会」という）において、調査選考を行い、その価値及び効用が第4条に定める要件に該当するものと認めるときは、理事会の議決を経て、総裁の高覧に供し、その成果を収めた当事者にこれを贈与する。

(褒賞該当要件)

第4条 蚕糸科学賞は、次の各号に該当する蚕糸絹に関する科学、技術の研究又は発明、考案でなければならない。

- 一 科学研究の成果は原則として、これを公表し、かつ学会において承認せられ、若しくはその大多数に支持を得た斬新格別の発見であること。
- 二 科学の応用若しくは利用による研究の成果は、有効な斬新格別の発明であること。

2 前項の成果は、蚕糸絹に関する科学の研究、発明、考案、または生産に関する技術に応用若しくは利用せられて、原則として相当広域に普及しているか、または将来高度の成果を期待し得るものでなければならない。

(連帯当事者の成果及び褒賞)

第5条 第4条による研究及び発明、考案につき、当事者2名以上が協同し、又は、相互に連携協力して、その成果を収めた場合は、これを連帯の一当事者と見なし、褒賞は1箇とする。但し、連帯の各当事者に対しては、その必要に応じ、賞金を除き賞牌及び賞状を各別に交付することができる。

(官公、法人業務の成果及び帰属)

第6条 官公署及び民間の研究期間その他団体、会社の業務として行った研究及び発明、考案の成果は、その業務の主体を当事者とする。

2 前項により、官公署が当事者である場合は、第2条に定める褒賞の贈与を保留するものとする。但し、当該成果を収めた主たる実務者に対しては、前条に定める連帯当事者に準じ、適当額の賞金及び賞牌及び賞状を贈与することができる。

(賞金の裁定)

第7条 褒賞の金額は、実情に応じ毎年度当該事業費予算の範囲において、会頭がこれを裁定する。

(同種または類似の成果の処理)

第8条 蚕糸絹に関する科学、技術の研究及び発明、考案の成果が第4条の定めに該当するものであっても、同時期においてその成果及び当事者が各二以上に亘り、同種若しくは類似のものと認められる場合は、第5条に定めるものを除き、科学、技術の研究成果については、当該学会に優先公表し、または著作権法の定めにより登録したものを採り、発明及び考案の成果については、特許法及び実用新案法の例に準じ、これを公知のものと見なす。

但し、その状況が特殊の事情による場合はこの限りでない。

(褒賞該当候補の推薦)

第9条 事業規程第7条に定める委員は、調査選考すべき蚕糸科学賞該当の候補につき、その成果概要書を添えてこれを推薦することができる。

2 前項のほか、褒賞該当の候補は、社団法人日本蚕糸学会長等に、それぞれの推薦を委託することができる。

附 則

この規程は、平成13年6月27日から施行する。

制定	昭和36年11月	1日	
	昭和37年	5月15日	評議員会決議
改正	昭和42年11月	30日	会頭決裁
	同	43年	4月30日 評議員会追認決議
	昭和56年	6月30日	施行
	平成	7年	8月1日 施行
	平成13年	6月27日	理事会議決